

理事選挙における被選挙権放棄に関する公示

今般、日本労働法学会規約第 10 条に基づき、日本労働法学会の理事選挙を行うことになりました。

これに伴い、下記の要領で同選挙の被選挙権放棄の申出を受け付けることといたします。

記

(1) 被選挙権の放棄が可能な会員

理事選挙公示日に 65 歳に達した会員は被選挙権を放棄することができます。

(2) 被選挙権放棄の申出方法・申出期限・宛先

被選挙権の放棄を希望される場合、以下の宛先に、E メール（様式任意）にてお申し出ください。

【宛先】 rougaku@gmail.com

被選挙権放棄の申出期限は、2018 年 6 月 8 日（金）必着とさせていただきます。締切厳守でお願いいたします。

(3) 以前に被選挙権を放棄した会員について

以前に被選挙権を放棄した会員については、今回の選挙においても、被選挙権を放棄したものといたします。改めて申出をいただく必要はありません。

2018 年 5 月 21 日

日本労働法学会事務局

以上